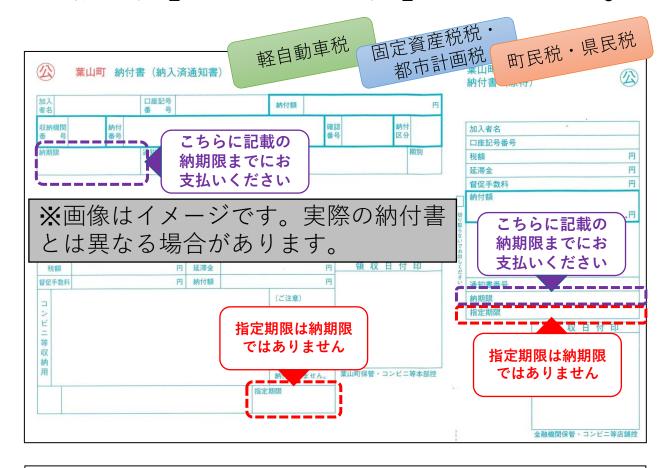
ご注意ください。

納税通知書には、

「納期限」と「指定期限」があります。



「指定期限」は、コンビニ等での納付や、キャッシュレス決済が可能な**利用期限**です。

「納期限」はその税金を納める期日です。期限を過ぎると、 その数に応じた**延滞金**が加算されることがあります。

| 令和5年度 | 通知書発送 | 第1期 | 第2期 | 第3期 | 第4期 |
|---------|-------|-------|-------|--------|--------|
| 町民税・県民税 | 6月中旬 | 6月30日 | 8月31日 | 10月31日 | 1月31日 |
| 固定資産税 | 5月上旬 | 5月31日 | 7月31日 | 10月2日 | 12月25日 |
| 軽自動車税 | 5月上旬 | 5月31日 | | | |

【問い合わせ】葉山町総務部税務課 (軽自動車税、固定資産税、町県民税担当)